

アルコール類の規制について

【照会】

次のような成分の物品は、どの品目に該当することとなるのか。

A	(%)	B	(%)
エチルアルコール	80.0	エチルアルコール	67.0
メチルアルコール	11.0	<u>グリセリン</u>	5.0
<u>アセトン</u>	9.0	非危険物	3.0
		水	25.0
C	(%)	D	(%)
変性アルコール	55.0	エチルアルコール	60.0
（エチルアルコール	48.5	<u>グリセリン</u>	25.0
変性剤（フレーバー）	6.5	香料	微量
非危険物	9.0	植物成分	5.0
水	36.0	水	10.0
E	(%)	E	(%)
イソプロピルアルコール	15.0	変性アルコール	86.3
<u>プロピレングリコール</u>	10.0	（エチルアルコール	85.5
<u>ポリエチレングリコール</u>	5.0	変性剤（トルエン）	0.8
非危険物	28.0	<u>トルエン</u>	1.5
水	42.0	<u>メチルイソブチルケトン</u>	12.2

注) アルコール以外の成分で下線を引いたものは、危険物に該当

【回答】

- ・ A 及び B は、第 4 類の「アルコール類」に該当する。
- ・ C は、規則第 1 条の 3 第 4 項第 2 号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。
- ・ D 及び F は、引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。

・E は、規則第 1 条の 3 第 5 項又は第 6 項に該当する場合を除いて引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。

すなわち、炭素数 1～3 の飽和一価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分（第三成分）の含有率が 10%未満であり、第三成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合には、当該化合物等の割合が炭素数 1～3 の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の 10%未満である場合には、第 4 類の「アルコール類」に該当するものである。

なお、「変性アルコール」とは、アルコール売捌規則（昭和 12 年大蔵省令第 11 号）第 11 条の 2 第 2 項により工業用アルコールを変性したものをいう。

（平成 2 年 5 月 22 日 消防危第 57 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）